

要 望 内 容

回 答

分野別要求項目

一 福祉・医療の充実を

◆医療・保健の充実を

8 2 国民健康保険制度を改善すること。

・入院時の食事代負担などの軽減を図ること。

・限度額適用認定証をすべての人に発行すること。当面、発行に当たっては機械的一律的な対応はやめ、納付要件の緩和を行うこと。所得区分については現年度収入を基準とすること。

・出産育児一時金など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。

・精神・結核医療付加金を復活させること。

・無保険者の実態について調査を行うこと。

○ 入院時食事療養費については、日常生活でも要している程度の額に関しては、自己負担をお願いしているものであり、低所得者の方に対しては、減額制度が設けられています。

○ 限度額適用認定証の交付に当たっては、特別な事情があると認められる場合を除き、滞納がある場合には交付できない旨が法令等で定められております。なお、本市としては、個々の世帯状況等を十分にお聞きし、きめ細かな対応のうえ交付の判断を行っており、機械的、一律的な対応は行っておりません。
また、認定証の区分判定は法令により、毎年8月1日を基準日として、前年度の市民税情報に基づき判定することとなっております。

○ 保険料は国保の事業運営の基幹的な財源で、全ての被保険者に公平に負担していただくことが制度存立の前提です。滞納されている方に対して現金給付を行う際は、このような制度の趣旨を説明させていただき、本人同意をえたうえで、滞納保険料に充てていただくようお願いしております。
なお、出産育児一時金に係る現金給付を行う際は、国通知等に基づき、適切な対応を行っております。

○ 精神・結核医療付加金については、対象者が国保加入者に限定されており、社会保険加入者との公平性が課題となっていたため、平成18年11月に廃止しており、復活する考えはありません。

○ 本市では、毎年3月頃に京都市内の事業所に対して、就職又は退職される方への国保の加入手続及び喪失手続の御案内と、同手続が必要な方への必要書類の作成依頼
(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 2
要 望 内 容	回 答		
<p>・事業主責任を免罪し勤労者市民も労働者も保険料大幅値上げにつながる一元化・一本化方針は撤回すること。</p>	<p>頼を行っており、事業所等を退職された方が国保への加入手続を行わなかったことにより、無保険の状態にならないよう努めております。</p> <p>○ 構造的な問題を抱える市町村国保の運営は、非常に厳しい状況にあり、一保険者のみによる取組では、この問題を解消することは困難であると考えております。</p> <p>そのため、本市においては、かねてから、制度間による格差の解消を図るとともに、被保険者が将来にわたって安心して医療を受けられる制度となるよう、国を保険者とした医療保険制度の一本化を国に対して要望しております。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	8 3
要 望 内 容	回 答		
8 3 協会けんぽは政管健保にもどし，保険料負担を軽減するよう国に求めること。	<p>○ 中小企業の従業員等が加入する協会けんぽや事業主の申請により厚生労働大臣の認可を得て設立する健康保険組合の保険料率については，健康保険法の定めにより，各々の財政状況等に応じて各保険者が設定します。</p> <p>○ 本市においては，財政基盤のぜい弱さなど，市町村が運営する国民健康保険制度が抱える課題を解決し，将来にわたって安心して医療を受けられる安定した制度となるよう，国を保険者とした医療保険制度の一本化の早期実現とその実現までの財政措置の拡充について，引き続き，国に対して要望を行ってまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	8 4
要 望 内 容	回 答		
8 4 市立京北病院の整形外科医や常勤の医師，看護師確保に引き続き全力をあげること。	<p>○ 市立京北病院は，市立病院とともに平成 2 3 年 4 月 1 日から地方独立行政法人京都市立病院機構へ運営を移行しました。医師の体制は，平成 2 3 年 4 月から常勤医師数 3 名体制（平成 2 2 年度は 2 名）に拡充しているところです。引き続き，法人において市立病院から医師や看護師等を派遣するとともに，大学病院等にも派遣要請し，診療体制の確保に努めてまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	8 5
要 望 内 容	回 答		
8 5 市立病院・市立京北病院の独自の医療費等患者負担の減免制度を拡充すること。無料低額診療事業を行うこと。	<p>○ 院内減免の取扱いについては、出生証明書、死亡診断書や胎盤処理料等、全額自己負担の対象となっているものについて、患者又は家族の方からの申請に基づき、当該世帯の収入状況を把握し、その状態が、生活保護法による最低生活費の130パーセント以下と認定される者に対し減免措置を講じており、これ以上に医療費減免制度を拡充することは困難です。</p> <p>○ 市立病院及び市立京北病院は、地方独立行政法人が運営する病院であり、無料低額診療の実施の有無にかかわらず、固定資産税等については非課税です。民間医療機関と同様に無料低額診療を実施することで、税の減免による財源確保が図れるわけではなく、無料低額診療を行う財政的基礎がないことから実施は困難です。</p> <p>○ なお、院内減免制度を含む経済問題に関する相談については、随時対応しており、また、平成23年4月から1名配置したメディカル・ソーシャルワーカー（MSW）を、24年4月からは4名にするなど体制強化により、患者の経済的負担の軽減に努めております。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	8 6
要 望 内 容	回 答		
8 6 市立病院・市立京北病院が政策医療等公的責任を果たせるよう、必要な交付金を確保すること。	<p>○ 法人は、原則として独立採算により運営しなければなりません。政策医療の分野において、効率的な運営に努めてもなお性質上不採算とならざるを得ない収支不足部分を補てんする運営費交付金については、本市が確保していくことを地方独立行政法人京都市立病院機構の中期目標に明記しており、中期目標に記載したとおり必要な交付金を確保してまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金 1, 9 2 3, 0 0 0 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答

NO.

87

要 望 内 容

回 答

87 市立病院の院内保育所は院内福利厚生施設として位置づけ、当面、委託料を引き上げ、職員処遇を改善すること。

○ 院内保育所については、包括外部監査の指摘を踏まえ、運営形態を見直し、公募により選定した事業者に運営業務を委託しているところであり、運営形態の見直しに当たっては、保育所職員の継続雇用を確保し、保育の質を維持するため、委託料を一定加算する措置を講じているところです。

要 望 内 容

回 答

88 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。

○ 身体障害者手帳3級の方を重度心身障害者医療費支給制度・重度障害老人健康管理費支給制度の対象とすることは、本市の厳しい財政状況において、本市単独では極めて困難な状況であります。

(平成25年度予算額)

・重度心身障害者医療費支給事業

医療費 2, 181, 000千円

事務費 32, 252千円

・重度障害老人健康管理費支給制度

医療費 1, 497, 000千円

事務費 15, 701千円

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 9
要 望 内 容	回 答		
<p>8 9 小児慢性特定疾患治療研究事業は、市独自にも入院期間の制限緩和や通院も対象とするなど事業を拡大すること。</p>	<p>○ 小児慢性特定疾患治療研究事業については、専門家や患者代表の意見を踏まえ、重症者に手厚く、また、療養の長期化による心身面の負担等にも配慮しています。本市においても、国基準の対象外であっても、国の対象疾患で市の定める一定の基準を満たし、継続的に1か月以上入院されている方を対象に事業を拡大して実施しております。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾患治療研究事業 3 1 4, 3 4 2 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 7 年 2 月 新たな小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の制定</p>		

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 0
要 望 内 容	回 答		
9 0 現行の母子家庭医療支給制度を堅持し、父子家庭も対象とすること。	<p>○ ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当が父子家庭へも支給されるようになるなど、制度を取り巻く状況が大きく変化しており、母子家庭等医療費支給制度についても、社会状況等の変化に対応し、安定的で持続可能なものとするための見直しが必要となっております。</p> <p>○ こうした中、京都府が設置する「ひとり親家庭の支援施策検討会」の検討結果を踏まえ、平成25年1月29日に開催された府下市町村会議において、「父子家庭への対象拡大」、「所得制限の見直し（平均的な勤労者の収入を考慮し、市民理解の得られる基準への見直しが必要であるため、その時点の児童扶養手当扶養義務者基準（現行約420万円）に準拠）」、「平成25年8月から実施」することが確認されました。</p> <p>本事業については、これまでから府市協調事業として実施しているところであり、本市においても、平成25年8月から「父子家庭への対象拡大」とともに「所得制限の見直し」も府と同様の基準として実施することとしました。</p> <p>（平成25年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等医療費支給事業 <ul style="list-style-type: none"> 医療費 1, 163, 020千円【充実】 事務費 56, 379千円【充実】 		

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 1
要 望 内 容	回 答		
9 1 自立支援医療については、新京都方式を継続し、さらに患者負担の軽減に努めること。	<p>○ 本市では、これまでから自立支援医療の利用者負担の抜本的な軽減を国に対して強く要望しておりますが、現時点では国において軽減措置は行われていないことから、本市独自で実施している総合上限制度や独自軽減などの「新京都方式」については、平成 2 5 年度も継続して実施してまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」の継続 2 2 5, 5 6 1 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	9 2
要 望 内 容	回 答		
9 2 特定疾患治療研究事業については、補助対象を拡充するよう引き続き国に求めること。	<p>○ 特定疾患治療研究事業については、今後とも国に対し公費負担対象特定疾患の更なる拡大及び医療費自己負担の軽減を要望してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 4 年 7 月 希少難病患者への支援など総合的難病対策の拡充に係る国家予算要望</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	9 3
要 望 内 容	回 答		
9 3 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンを定期接種に位置づけるよう国に求めること。	<p>○ 子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン（以下「3ワクチン」といいます。）の接種については従来から、定期接種化に係る要望を行ってきたところであり、現在、国において、平成25年度以降の定期接種化が検討されているところです。</p> <p>本市としては、費用負担など、国の動向を注視していく必要があると考えております。</p> <p>（平成25年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん予防ワクチン接種 5 2 3, 5 4 8 千円 ・ヒブワクチン接種 4 2 0, 1 3 3 千円 ・小児用肺炎球菌ワクチン接種 5 5 3, 4 3 1 千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成22年11月26日 3ワクチン接種事業に係る市町村への国による財政支援のための平成22年度補正予算が成立（助成期限は、平成23年度末）</p> <p>12月10日 3ワクチン接種事業に係る本市補正予算が成立</p> <p>平成23年 1月11日 3ワクチン接種事業開始</p> <p>12月20日 国による3ワクチン接種に係る助成期限を、平成24年度末まで延長することを閣議決定</p> <p>平成24年11月14日 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、3ワクチンに係る定期接種化の方針案了承</p>		

要 望 内 容

回 答

94 行政区保健センターは保健所に戻し、必要な人員を配置して高齢者・精神・母子など市民の健康、公衆衛生の向上・増進に努めること。乳幼児健診については、早期療育の観点から5歳児健診も実施すること。環境衛生業務は元の窓口に戻すこと。当面、保健センター長は専任の医師を配置すること。

- 保健センターにおいては、これまでの行政区保健所で実施していた市民サービス（保健衛生事業の実施、各種健診、各種届出、申請受付等）を維持しており、市民の健康及び公衆衛生の増進に努めているところです。
- 5歳児の健診を実施するには療育のフォロー体制等を整える必要があるなどの検討課題があるため、本市では、既存の乳幼児健康診査（1歳6か月児、3歳児）及び相談体制の充実を図り、必要な方への早期療育に努めてまいります。
- 保健センター長については、医師の配置を原則と考えているところですが、医師の確保が非常に困難な状況にあります。このような中、各保健センターには、保健衛生事業に係る医療体制確保の観点から、1名以上の医師を配置しているところです。

（経過・これまでの取組等）

平成22年4月 京都市保健所の設置、各行政区に保健センターの設置

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 5
要 望 内 容	回 答		
9 5 廃止された休日急病東診療所を復活すること。	<p>○ 診療科目ごとに市内 3 箇所分散していた急病診療所については、平成 2 3 年 3 月に交通至便な JR 二条駅前へ移転統合したことにより複数の診療科目が 1 箇所で受診できるようになり、さらに同年 4 月からは、小児科の深夜帯診療及び内科の準夜帯診療を新たに開始しました。</p> <p>これにより、患者数は大幅に増加し、本市全体として救急医療体制が充実・強化されているものと考えております。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急病診療所等運営 4 0 4, 4 1 6 千円 (歯科含む) 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	9 6
要 望 内 容	回 答		
9 6 看護師確保対策費を増額し，自治体として看護師養成に責任を持つこと。	<p>○ 本市では，「看護師等養成所に対する運営費補助」，「市内私立大学四年制看護学科に在学する修学困難な学生に対する修学資金の融資のあっせん及び入学一時金の給付」，「看護実践能力の発達状況に応じた学習を支援するための研修事業（京都府看護協会に委託）」，「離職看護師能力再開発事業（京都私立病院協会へ補助）」等を実施しており，引き続き，医療の高度化や専門化に対応できる質の高い看護職員の養成及び京都市立病院をはじめとする市内医療機関での看護職員の確保に努めてまいります。</p> <p>（平成 2 5 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師等養成所運営補助 5 9, 4 0 6 千円 ・ 京都市看護師修学資金融資制度 4, 7 0 6 千円 ・ 看護師確保対策事業 2, 5 0 0 千円 		

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	9 7
要 望 内 容	回 答		
9 7 病院群輪番制病院運営事業補助金を元に戻すこと	<p>○ 病院群輪番制病院運営事業補助金については、平成 2 1 年度に年間の確保病床数を従来の約 3, 5 0 0 床から約 2, 0 0 0 床に見直しましたが、この間の年間利用実績は最大で 2 3 年度の 9 7 7 床、1 9 年度から 2 3 年度までの 5 年間の平均は 8 4 2. 2 床であり、見直し後においても救急患者の入院治療体制は十分確保できているものと認識しています。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制病院運営事業補助金 6 7, 6 7 2 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	9 8
要 望 内 容	回 答		
<p>9 8 放射能汚染など食品への市民の不安を解消するため、食品安全監視員体制、検査体制を強化し、正確な情報提供を行うこと。</p>	<p>○ 放射能汚染など食品への市民の不安解消については、今後とも、放射能検査やその結果の公表等、食の安全・安心に関する正確な情報発信を行うとともに、監視体制や検査体制を確保するなど、市民の健康被害の防止に努めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 3 年 3 月 1 1 日 福島原子力発電所事故発生 3 月 2 3 日 中央卸売市場第一市場に入荷する農水産物の放射能検査開始 4 月 1 3 日 放射能の依頼検査受付開始 9 月 1 日 中央卸売市場第二市場でと畜した牛全頭の放射能検査開始 平成 2 4 年 4 月 1 日 新たな基準値の施行 5 月 1 6 日 市内小売店で販売されている加工食品等の放射能検査開始</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	9 9
要 望 内 容	回 答		
<p>9 9 第二市場における B S E ・放射能対策については、牛の全頭検査を堅持すること。</p>	<p>○ 市内でと畜された牛の B S E 及び放射能に関する全頭検査については、牛肉の安全性の確保を図り、市民の牛肉に対する不安を解消するため、引き続き実施してまいります。</p> <p>○ 放射能対策については、今後とも、放射能検査やその結果の公表等、食の安全・安心に関する正確な情報発信を行うとともに、必要に応じ監視体制や検査体制を強化するなど、市民の健康被害の防止に努めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 3 年 1 0 月 1 8 日 中央卸売市場第二市場でと畜した牛全頭の B S E 検査開始</p> <p>平成 2 3 年 3 月 1 1 日 福島原子力発電所事故発生</p> <p>9 月 1 日 中央卸売市場第二市場でと畜した牛全頭の放射能検査開始</p> <p>平成 2 4 年 4 月 1 日 新たな基準値の施行</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0 0
要 望 内 容	回 答		
1 0 0 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強めること。	<p>○ 本市では、こころの健康増進センターにおいて、薬物依存症等に関する普及啓発のための各種講演会等の開催、リーフレットの作成のほか、本人及びその家族等への個別の相談支援、当事者による自助グループ及びリハビリテーション施設への支援等を実施しております。また、関係機関に対しては、研修会の実施や周知を行うなど連携を図っております。</p> <p>今後も引き続き、薬物依存症等にある者の支援に取り組んでまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><相談・支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談電話，面接相談 ・精神科医による診察【一般，思春期，アルコール，犯罪被害】 ・自助グループ（薬物依存症者グループミーティング）への支援 <p><講演会及び研修会の開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成24年度 若者の薬物問題について考える講演会」（平成24年11月3日開催） <p><国等研修の関係機関への周知等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第26回薬物依存臨床医師研修」（平成24年9月13日～14日開催） ・「第14回薬物依存臨床看護等研修」（同上） ・「第4回薬物乱用対策研修会」（平成24年11月7日～9日開催） <p><リーフレット等の作成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期・青年期のこころの健康シリーズ②「薬物を使ってみたくらいから・・・」 ・センターだより「こころここ」（自助グループ等の紹介，特集記事の掲載等） <p><後援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都ダルク9周年記念フォーラム（平成24年10月20日開催） <p><会議への出席></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「薬物中毒対策連絡会議」（平成24年10月16日開催） 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0 1
要 望 内 容	回 答		
1 0 1 中央斎場は直営を堅持すること。	<p>○ 京都市中央斎場は、老朽化への対応や、将来の需要予測に基づく火葬件数の増加見込みへの対応などの課題を抱えていることから、平成 2 4 年 8 月に学識経験者等で構成する「京都市中央斎場のあり方検討委員会」を設置し、パブリックコメントを経て、平成 2 5 年 2 月に、委員会から提言書の提出を受けました。</p> <p>この提言書に基づき、受付業務については、運営の効率化や市民サービスの維持向上を図るため、平成 2 6 年度からの委託化に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央斎場運営 2 1 8, 5 7 5 千円 ・受付業務委託化に伴うマニュアル作成、研修等 1, 0 0 0 千円 ・中央斎場再整備事業 1 9, 8 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 4 年 8 月 「京都市中央斎場のあり方検討委員会」設置 1 2 月 提言案のとりまとめ、市民意見募集開始 平成 2 5 年 2 月 提言書の提出</p>		

要 望 内 容

回 答

◆介護保険制度，高齢者福祉施策の充実を

102 介護保険制度について，以下の項目について改善を図ること。

- ・軽度認定者への給付サービスを確保すること。介護予防・日常生活支援総合事業を導入しないこと。
- ・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用条件を緩和すること。
- ・特別養護老人ホームなど施設入所を希望するすべての高齢者が入所できるよう施設整備を進めること。
- ・保険料・利用料の負担を軽減すること。減免制度を更に拡充すること。

- 介護保険給付のあり方については，現在，国において，重度化予防・介護予防が課題となっていることを踏まえ，給付の内容や方法についての検討の必要性が指摘されていることから，今後の国の動向を注視するとともに，必要に応じて，国に対して要望してまいります。
- 平成24年4月1日施行の改正介護保険法により規定された「介護予防・日常生活支援総合事業」については，実施するか否かが各市町村の判断に委ねられているところですが，現在のところ，本市においては実施しておりません。
全国的に実施している市町村はごく少数ですが，引き続き，他の市町村での実施状況等を十分に踏まえながら，実施による効果や影響の分析を行ってまいります。
- 生活援助や通院・院内介助等のサービスは，それぞれの利用者の生活実態や心身の状況等を勘案した個別のケアマネジメントを踏まえて作成される居宅サービス計画に基づき，適切にサービス提供できているものと認識しております。
- 特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備については，平成24年3月に策定した「第5期京都市民長寿すこやかプラン」に基づき，着実な整備促進に取り組んでまいります。
- 介護保険制度は全国一律の制度であり，介護保険料・利用料の負担軽減の拡充については，基本的には国の責任において，全国一律の考え方にに基づき適切な措置が取られるべきであると考えております。
平成24年度からの本市における第1号被保険者の保険料については，低所得の方に配慮したよりきめ細かな段階設定や，本市独自の減額制度の更なる拡充など，できる限りの措置を講じております。

(次ページに続く)

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	1 0 2
要 望 内 容	回 答		
<ul style="list-style-type: none"> ・市独自に福祉施策として限度額以上の介護を上乗せすること。 ・在宅生活を制限する要介護認定制度を廃止し、現場の専門家の判断による適正な介護の提供を行うよう国に求めること。 ・地域包括支援センターへの委託金を大幅に増額すること。 	<p>○ 居宅サービスに設けられた利用限度額は、介護が必要な度合いに応じて、提供されるサービスに差が生じないように、制度の公平性を確保するための仕組みであります。介護保険制度は国が定めた全国一律の社会保険制度であることから、利用限度額のあり方についても、国の考え方に基づき定められるべきであると考えております。</p> <p>○ 要介護認定は、介護保険制度において、客観的にサービス量を決定し、介護サービスの受給者の公平性を確保するために不可欠な仕組みであると考えております。</p> <p>○ これまでから、各地域包括支援センターの担当圏域における高齢者数等の規模に応じて人員加配を行う等、センター体制の拡充を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための仕組みである「京都市版地域包括ケアシステム」の中核機関として、これまで以上に高齢者の総合的な支援を適切に実施するため、平成24年度から委託料を増額し、各センターに1名ずつ、合計61名の専門職員を増員する大幅な職員体制の充実を行っております。</p> <p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営事業 1, 4 8 0, 9 4 2 千円 ・地域密着特養等「東旺苑サテライト（仮称）」整備助成 2 0 3, 4 0 0 千円【新規】 ・特別養護老人ホーム「第2市原寮（仮称）」整備助成 1 2 5, 0 0 0 千円【新規】 ・認知症グループホーム「百万遍（仮称）」整備助成 4 0, 8 0 0 千円【新規】 ・認知症グループホーム「長啓会桃山（仮称）」開設準備経費助成 1 3, 8 0 0 千円【新規】 ・地域密着型特養「ヴェルデ上賀茂（仮称）」整備助成 9 8, 6 0 0 千円 ・地域密着特養等「上桂特養（仮称）」整備助成 1 4 2, 0 5 0 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0 3
要 望 内 容	回 答		
<p>1 0 3 市直営の地域包括支援センターを設置し、公的責任を果たすこと。福祉事務所、保健センターは、地域包括支援センターとの相互連携を強化すること。</p>	<p>○ 本市においては、地域の高齢者を総合的に支援するため、市内全域にきめ細かく、61箇所に地域包括支援センターを設置し、運営実績や事業計画に基づき、評価、選定された社会福祉法人、医療法人等への委託により適切に運営されており、直営のセンターを設置する考えはありません。</p> <p>○ 地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営を確保するために、福祉事務所においては、「区・支所地域包括支援センター運営協議会」の開催等、地域のネットワーク構築に向けた支援を行うとともに、問題を抱えた個々の高齢者の支援についても、福祉事務所、保健センターが、地域包括支援センターと十分に連携し、老人福祉法に基づく措置をはじめとする各種施策の活用により、適切に対応しております。</p> <p>○ また、これまで以上に高齢者の総合的な支援を適切に実施するため、平成24年度から、センターの職員体制を大幅に拡充するとともに、全福祉事務所とセンターに導入したITネットワークシステムにより、高齢者の介護、福祉サービスの利用状況等の情報共有を行っており、今後とも、福祉事務所、保健センターと地域包括支援センターが一体となった高齢者福祉の充実を図ってまいります。</p> <p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営事業 1, 480, 942千円 ・地域包括支援センター運営協議会等事業 9, 831千円 		

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 0 4
要 望 内 容	回 答		
1 0 4 すこやかホームヘルプサービスや入浴サービス・養護老人ホームなど、介護保険外の高齢者福祉施策を継続し、充実させること。高齢者いきいき銭湯助成事業を復活させること。配食サービスの対象に昼間独居世帯を戻すこと。	<p>○ 介護保険以外の高齢者福祉施策については、高齢者が住みなれた地域で可能な限り在宅生活を継続できるよう、すこやかホームヘルプサービスや健康すこやか学級等、生活支援や介護予防につながるサービスの提供など、引き続き充実に努めてまいります。</p> <p>また、心身の状況や置かれている環境の状況等から、在宅において日常生活を営むことに支障のある高齢者に対しては、引き続き、養護老人ホームへの入所等の措置を適切に実施してまいります。</p> <p>○ 高齢者いきいき銭湯助成事業については、介護保険制度開始後、デイサービス事業を行う施設が年々増加しており、高齢者の身近な地域で入浴サービスが利用しやすくなっていることから、当事業の役割は終えたものと考えております。</p> <p>○ 配食サービス事業については、栄養バランスのとれた食事を提供するだけでなく、事業対象者の安否確認を行うことを目的とした事業でもあるため、要支援・要介護認定を受けた高齢者世帯又は当該高齢者のほか身体状況等により買物及び調理ができない方のみの世帯等を対象として、引き続き、事業を実施してまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すこやか生活支援介護予防事業 5, 8 2 7 千円 ・すこやか生活支援介護予防事業 (6 0 ~ 6 4 歳) 8 9 5 千円 ・健康すこやか学級 9 3, 2 6 0 千円 ・養護老人ホーム老人保護措置事務 1, 8 1 0, 7 6 3 千円 ・入浴サービス助成事業 9, 3 9 0 千円 ・配食サービス事業 1 2 0, 5 1 5 千円 ・配食サービス事業 (6 0 ~ 6 4 歳) 1, 2 3 2 千円 		

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	1 0 5
要 望 内 容	回 答		
1 0 5 緊急通報システム利用料の値上げは撤回すること。	<p>○ 緊急通報システムの利用料については、所得状況に応じて費用を負担いただいておりますが、これまで費用負担が一部の階層に偏っていたことから、階層ごとの利用料の格差を緩和し、負担額を軽減する階層も設ける等、「薄く広く」負担いただくため、平成 2 4 年 7 月から所得階層区分の基準と区分ごとの利用料の見直しを行っております。</p> <p>○ 今回の見直しは、負担額を軽減する階層も設ける等、所得階層ごとの費用負担の偏りを是正したものであり、一律に利用料の値上げを行ったものではありません。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報システム事業 1 6 5, 9 6 3 千円 		

要 望 内 容

回 答

106 敬老乗車証は、無料で交付すること。全ての地域で民間バスも含め共通化すること。福祉乗車証も適用すること。ただちに福祉乗車証と敬老乗車証の適用地域を同一にすること。

○ 敬老乗車証については、交付対象外の現役世代との公平性を図るため、平成17年度から費用の一部を負担していただいているものであり、適正な受益者負担の観点から、負担金を無料に戻すことは考えておりません。

○ 今後、急速に進む高齢化に伴い事業費の増大が見込まれますが、本市の厳しい財政状況下においても、持続可能で、かつ、利用者のニーズ、実態に即した、より利便性の高い制度とするため、現在、「京都市社会福祉審議会」に制度の在り方について諮問しているところであり、審議会の答申も踏まえて、一定の方向性を見出してまいります。

○ また、敬老乗車証と福祉乗車証の民間バス適用地域を同一にすることについては、本市の厳しい財政状況から困難な状況にあると考えております。なお、福祉乗車証の適用外地域においては、障害者手帳等の提示により半額で乗車できるようになっております。

(平成25年度予算額)

		予算額 (千円)
歳出		4,983,708
内 訳	交通局繰出金	4,009,000
	市バス撤退地域	742,678
	民間バス	157,032
	京北地域	827
	証更新事務費	74,171
歳入		638,360

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0 7
要 望 内 容	回 答		
1 0 7 高齢者の居場所づくり支援事業は広報につとめるとともに助成額を引きあげ、充実すること。	<p>○ 高齢者の居場所づくりについては、高齢者の介護予防や社会参加の観点から、重要なものと認識しており、平成24年3月に策定した「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画及び「第5期京都市民長寿すこやかプラン」に掲げる数値目標の達成に向け、引き続き、市民への制度周知に努め、居場所設置に向けた支援を推進してまいります。</p> <p>なお、現在の助成額は、開設準備などを支援する適切な額と考えており、引き上げの予定はありません。</p> <p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における高齢者の居場所づくり支援事業 9, 180千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0 8
要 望 内 容	回 答		
1 0 8 外国籍無年金者等への給付金を増額し、対象を拡大すること。	<p>○ 国が必要な対応を行うまでの措置として、「外国籍市民重度障害者特別給付金」及び「高齢外国籍市民福祉給付金」を本市独自事業として実施し、無年金者等に対する福祉の向上を図っているところですが、その増額及び対象者の拡大については、本市の厳しい財政状況の下、極めて困難であると考えております。</p> <p>○ 無年金者の救済については、本来的には国が制度化を図り、公平に解決されるべきものと考えておりますので、今後も、制度改善について他の政令指定都市と協力し、国に対して必要な要望を行ってまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍市民重度障害者特別給付金事業 2 5, 2 7 6 千円 ・高齢外国籍市民福祉給付金支給事業 2 8, 9 1 6 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 6 年 4 月 「外国籍市民重度障害者特別給付金」対象者を拡大 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者を追加</p> <p>平成 1 9 年 4 月 「外国籍市民重度障害者特別給付金」支給金額を増額 3 6, 0 0 0 円→4 1, 3 0 0 円 (+ 5, 3 0 0 円) 「高齢外国籍市民福祉給付金」支給金額を増額 1 0, 0 0 0 円→1 7, 0 0 0 円 (+ 7, 0 0 0 円)</p> <p>平成 2 1 年 4 月 年金制度の改正 (障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給可能) の趣旨を踏まえ、給付金の支給要件を緩和</p> <p>平成 2 4 年 7 月 大都市民生主管局長会議の「平成 2 5 年度 社会福祉関係予算 に関する提案」により要望</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0 9
要 望 内 容	回 答		
1 0 9 生産年齢人口減少を社会保障切捨ての口実にすることなく高齢者の就労の機会をいっそう拡充すること。	<p>○ 本市においては、高齢者の生きがいつくり及び社会参加の推進のため、高齢者がこれまで家庭、地域、職場の各分野で長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に生かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供している公益社団法人京都市シルバー人材センターに対する支援を行っており、今後も、更なる事業拡大に向けた支援を続けてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター運営補助等 7 4, 8 2 2 千円 		

要 望 内 容

回 答

1 1 0 老人クラブへの助成金を増額すること。単位老人クラブの事業に対する支援や高齢者の生きがい対策など、要求に応えること。

- 単位老人クラブへの助成金については、国において平成 2 1 年 6 月 1 5 日付けで「老人クラブ活動等事業実施要綱」が改正され、従来 5 0 人以上であった単位老人クラブの構成人員数が 3 0 人以上に引き下げられました。
- 本市においてもこの要綱改正の趣旨を踏まえ、平成 2 2 年度から、3 0 人～4 9 人の少人数クラブへの助成を新設するとともに、8 0 人以上の大人数クラブへの助成を充実させており、引き続き、単位老人クラブの活動を支援してまいります。

2 1 年度		2 2 年度～	
5 0 人以上	3, 8 8 0 円 / 月	3 0 ～ 4 9 人	1, 9 4 0 円 / 月
		5 0 ～ 7 9 人	3, 8 8 0 円 / 月
		8 0 人以上	5, 8 2 0 円 / 月

(平成 2 5 年度 予算 額)

・老人クラブ助成事業等 8 1, 8 0 4 千円

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 1
要 望 内 容	回 答		
<p>◆福祉・子育て支援の充実を</p> <p>1 1 1 保育料を値下げすること。第三子以降は保育料を無条件で無料にすること。減免制度を拡充・周知すること。</p>	<p>○ 保育料については、これまでから国基準保育料の約7割の額に設定しており、また、同時入所の保育料については、3人目以降の保育料を無料としております。これらの取組のために、京都市独自で30億円近くの単費を充て、保護者の方々の負担軽減を図っているところです。</p> <p>本市の厳しい財政状況から、現状以上の負担軽減を図ることは困難な状況であり、平成24年3月に策定した「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画にも掲げているように、受益者負担のあり方について検討し、平成25年2月市会において、保育料の改訂を盛り込んだ予算案を御提案させていただいております。</p> <p>○ 減免制度の周知については、引き続き福祉事務所窓口での案内やホームページへの掲載によって対応してまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1 2
要 望 内 容	回 答		
1 1 2 保育所における給食食材についても市として放射能検査体制をとること。	<p>○ 市営保育所においては、学校給食用食材における放射性物質の独自の基準値を参考に、50ベクレル/kgを目安として給食食材を選ぶこととしており、民営保育園でも同様の取組を進めるため、中央卸売市場第一市場による検査結果のほか、国がとりまとめている他の自治体等の検査結果の情報提供を行っております。</p> <p>○ また、平成24年8月には、本市の補助事業により、京都市保育園連盟が「放射能から子どもを守る料理の工夫」をテーマとした研修会を開催するなど、保育所の給食食材に係る安心安全の取組を進めております。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1 3
要 望 内 容	回 答		
<p>1 1 3 定員外入所や分園に頼らず保育所待機児を早期に解消するため、市所有の土地・建物なども活用し、必要な地域に保育所を新設・増設すること。定員外入所を受け入れている保育園への予算措置を拡充すること。</p>	<p>○ 平成 2 5 年度当初の待機児童解消に向けて、保育所の増改築や新設、分園の整備によって待機児童対策を積極的に推進しており、平成 2 5 年度当初は 2 4 年度当初の 3 9 0 人の定員増に続き、2 0 5 人の定員増とする予定です。また、昼間里親の新規開設や家庭的保育の改修に伴う定員増を行い、待機児童解消を図ってまいります。</p> <p>○ 平成 2 5 年度当初予算においては、新たに 3 9 5 人の定員増のための保育所整備費用を計上し、引き続き地域の保育需要に応じた保育所整備を推進してまいります。</p> <p>○ 定員外入所を受け入れている保育園に対しては、通常保育分は運営費市加配により、特例保育分は定員弾力化対策費により、予算措置を行っておりますが、本市の厳しい財政状況の中、更なる拡充は困難です。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所整備助成 6 6 1, 0 0 0 千円 ・ 定員弾力化対策費 1 7 6, 2 6 0 千円 ・ 市加算運営費・民間施設給与等改善費 1, 8 0 9, 8 4 8 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1 4
要 望 内 容	回 答		
1 1 4 民間社会福祉施設産休等代替職員制度を復活すること。	<p>○ 民間社会福祉施設産休等代替職員制度については、健康保険の給付等を活用することにより、産休や病休職員の休暇の保障を図りつつ、児童処遇を引き続き確保しようとするものであり、本市の厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に利用するために見直したものです。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1 5
要 望 内 容	回 答		
<p>1 1 5 昼間里親の安定的な運営を保障するため、委託費を引き上げ、早急に保育所なみの処遇に改善すること。</p>	<p>○ 本市独自の制度である、家庭的な雰囲気の中で保育する昼間里親制度につきましては、本市の待機児童解消に一定の役割を果たすとともに、地域の身近な子育て拠点としての役割を担っていただいております。</p> <p>○ 平成 2 4 年度予算においては、国の家庭的保育事業の補助を導入し、委託料の増額を図ったところであり、今後も引き続き、制度の充実に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼間里親委託事業 5 0 0, 6 6 9 千円 		

要 望 内 容

回 答

116 児童館整備を130館にとどめず、児童館・学童保育所を必要な地域に整備すること。複数配置も含め全ての小学校に学童保育所を設置すること。対象年齢を引き上げること。分室に頼らず大規模学童保育所を早急に解消し、職員の処遇を抜本的に改善すること。現分室については正規職員を配置し、施設改善をはかること。学童保育利用料を引き下げること。

○ 本市では、平成25年4月に完了する一元化児童館130館の整備により、地域における児童の健全育成・子育て支援の拠点としての児童館は、山間地域を除き概ね児童の生活圏に設置できるものと考えています。130館の整備完了後の放課後児童対策については、放課後まなび教室と学童クラブ機能を有する事業を緊密な連携の下に運営する「放課後ほっと広場」や、地域学童クラブへの補助により対応し、きめ細やかな対策に取り組んでまいります。

○ 学童クラブの対象年齢については、小学校3年生まで（障害のある児童は4年生まで）としており、小学校4年生以上の児童については、引き続き児童館事業を利用いただきたいと考えております。

○ 大規模学童クラブの解消については、これまでから一元化児童館の整備に加え、分室の配置、学童保育スペースの拡張、臨時職員の加配など様々な手法により対応しているところです。また、分室では、臨時職員だけでなく、正規職員も含め児童館本館及び分室を一体的に運営しておりますが、職員の処遇については、改善に向けて引き続き努力してまいります。

○ 学童クラブ事業における利用料金については、これまでから低所得者層に配慮した料金設定や、ひとり親世帯等の負担軽減を実施しているところであり、更なる軽減は困難です。

（平成25年度予算額）

・児童館事業・学童クラブ事業（児童館）	2,681,125千円【充実】
・学童クラブ事業（学童保育所）	128,202千円【充実】
・「放課後ほっと広場」事業	33,365千円
・地域学童クラブ事業	34,063千円【充実】

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 7
要 望 内 容	回 答		
1 1 7 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。対象年齢を小学校卒業時まで引き上げること。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけること。	<p>○ 障害のある児童の学童保育への受入れについては、介助者の派遣や児童館・学童保育所への事業費の加算，経験豊かな主任児童厚生員による巡回指導等により支援を行っております。</p> <p>○ 対象年齢については，平成15年度から小学校4年生までに拡大し，平成19年度からは，障害のある児童のサマーステイ事業を実施し，夏休み期間中に小学校5，6年生を児童館で受け入れてまいりました。平成24年度からは，はあとステイ事業として事業の実施期間を拡大し，夏休み期間に加え，冬休み及び春休み期間中の受入れを実施しております。</p> <p>○ 介助者派遣については，市民に介助者として登録していただいております，介助者の確保については，謝金の見直しによるのではなく，市民に本事業の趣旨を理解いただく中で，より適切な人材確保を含め，より多くの介助者の協力を求めてまいりたいと考えております。</p> <p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブ事業における障害児の統合育成対策事業 76,181千円 ・障害のある児童のはあとステイ事業 6,210千円 		

要 望 内 容

回 答

118 共同学童保育所に対する助成を，市委託の学童保育所の水準に引き上げること。登録児童が10人未満の共同学童保育所についても「山間地域や，児童館及び小学校から遠い地域に位置する実施団体」に限定せず，補助対象とすること。

○ 共同学童保育所をはじめとする地域学童クラブについては，平成10年度から国の補助基準に基づき，各実施主体に補助金を交付しております。これまでから国の基準改定の都度，本市の基準も国に準じた改定を行っておりますが，厳しい財政状況の下，国の基準を上回る補助は困難です。

○ 平成24年4月に地域学童クラブ補助要綱を改正し，山間地域や児童館及び小学校から遠い地域については，他の放課後児童対策を講じることが難しいことから，5人～9人の小規模クラブに対しても，本市単費による補助の対象としたものであり，他の地域については，地域学童クラブ補助以外の放課後児童対策を実施する余地があることから，補助対象の拡大は困難です。

(平成25年度予算額)

・地域学童クラブ事業 34,063千円【充実】

(経過・これまでの取組等)

<参考>平成24年度の助成金交付基準(年額)

年間平均登録児童数	事業実施日数	
	A(250日以上)	B(200日～249日)
5人～9人	765,000円	—
10人～19人	1,096,000円	—
20人～35人	1,984,000円	1,913,000円
36人～45人	3191,000円	
46人～55人	3,027,000円	
56人～70人	2,862,000円	
71人以上	2,698,000円	

※1日8時間以上開所し，250日を超えて開設する場合は，14,000円×251日～300日までの250日を超える日数の額を加算する。

(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 8
要 望 内 容	回 答		
	<p>※山間地域や，児童館及び小学校から遠い地域に位置する実施団体の場合は，開設期間中の平均登録児童数を算出し，開設日数を開設月数で除した日数が21日以上の場合は，事業実施日数をA（250日以上）とみなし，16日以上21日未満の場合は，B（200日以上249日以下）とみなす。</p> <p>※上記交付基準のほかに，実績に応じて次の加算を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害のある児童に対する加算 ○職員健康診断に対する加算 ○長時間開設加算 		

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 1 9
要 望 内 容	回 答		
1 1 9 京都こども文化会館は従来どおり京都府との共同運営とするよう京都府に求めること。	<p>○ 京都こども文化会館は，府市協調事業として昭和 5 7 年に設置した施設であり，設置以来今日まで京都府との共同運営を行っております。今後も引き続き，京都府との協調の下，取り組んでまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都こども文化会館運営補助 2 6, 1 8 4 千円 ・ 京都こども文化会館事業補助 4 0 0 千円 ・ 京都こども文化会館設備整備補助 4, 0 0 0 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 0
要 望 内 容	回 答		
1 2 0 学童う歯対策事業は縮小することなく，継続実施すること。	<p>○ 本市においては，「京都市口腔保健推進行動指針（歯ッピー・スマイル京都）」に基づき，「むし歯予防」対策を進めています。</p> <p>○ 小学生の時期は，乳歯と永久歯の生えかわる時期であり，この時期に早期治療を行うことは，永久歯の成長や，また口腔機能の発達に重要です。 そのため，今後も引き続き，歯みがき指導やフッ化物洗口事業といったむし歯予防対策と併せて，学童のう歯処置に要する費用の自己負担相当額を京都市が負担する学童う歯対策事業を実施し，子どもたちの歯・口の健康づくりを進めてまいります。</p> <p>（平成 2 5 年度予算額） ・学童う歯対策事業 3 4 3，9 9 5 千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 昭和 4 3 年から市内に住所を有する小学生を対象に，むし歯治療を要する経費を公費負担している。</p>		

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	1 2 1
要 望 内 容	回 答		
1 2 1 児童扶養手当の所得制限と就労要件の緩和を国に求めること。生活支援事業等，ひとり親家庭に対する支援を強め，母子家庭の自立支援事業のいっそうの拡充を行うこと。	<p>○ 児童扶養手当制度の改善については，ひとり親家庭の自立を促進し，就労意欲が高まる制度となるよう従来から国に要望しておりますが，引き続き，機会を捉えて国に要望してまいります。</p> <p>○ ひとり親家庭に対する支援については，福祉事務所及びひとり親家庭支援センターにおいて，ひとり親家庭日常生活支援事業や自立支援教育訓練給付金事業，高等技能訓練促進費事業等の様々な取組を実施しております。今後とも，きめ細かな相談体制の確保等，充実した支援が展開できるよう，取組を進めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭支援センター運営費（事業委託料含む） 1 7, 7 7 1 千円 ・自立支援教育訓練給付金事業 7 1 7 千円 ・高等技能訓練促進費事業 2 7 3, 6 0 2 千円 ・ひとり親家庭日常生活支援事業 2, 5 5 4 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 6 年 3 月 母子家庭等就業・自立支援センター事業 4 月 母子家庭自立支援給付金事業, ひとり親家庭等日常生活支援事業</p> <p>平成 1 8 年 1 月 母子家庭自立支援プログラム事業</p> <p>平成 2 1 年 2 月 高等技能訓練促進費事業制度改正（支給対象期間拡大） 4 月 京都市母子福祉センター移転・再整備 ひとり親家庭生活支援事業（講習会事業，交流会事業）</p> <p>6 月 高等技能訓練促進費事業制度改正（支給対象期間，支給額拡大）</p> <p>平成 2 2 年 4 月 高等技能訓練促進費事業制度改正（対象資格の拡大）</p> <p>平成 2 4 年 4 月 京都市母子福祉センターの名称を京都市ひとり親家庭支援センターに変更</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 2
要 望 内 容	回 答		
1 2 2 児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり、第2児童福祉センターにも一時保護所を備えること。青葉寮は市直営を堅持すること。	<p>○ 児童福祉センターにおいては、これまでから国の基準を大きく上回る児童福祉司を配置するなど、体制の強化に取り組んでいるところであり、平成24年4月には第二児童福祉センターを開設、第二児童相談所を設置し、児童福祉センター及び第二児童福祉センターを合わせて、児童福祉司を平成23年度の44名から52名に、児童心理司を14名から16名に増員し、更なる対応の強化を図ったところです。</p> <p>○ 第二児童福祉センターには、緊急時に備え一時保護スペースを確保するとともに、一時保護所「すばるホーム」と連携した児童の円滑な一時保護の実施に努めているところであり、今後とも適切な支援が行えるよう取り組んでまいります。</p> <p>○ 青葉寮については、平成22年6月に策定した「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」に基づき、他都市における民間での運営実績を踏まえ、民設民営での再整備を行うこととし、平成25年度に公募により設置・運営に当たる事業者を選定するなどの取組を進め、平成28年度の開設を目指してまいります。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成13年度 虐待防止アクティブチーム（初期対応）の設置 子ども虐待SOS専用電話の開設（24時間365日対応）</p> <p>平成16年度 子ども虐待等ケアチームの設置</p> <p>平成19年度 子ども虐待防止アクティブチームの増設（1→2チーム）</p> <p>平成21年度 在宅支援強化のため地域班の増設（3→4班）</p> <p>平成22年度 「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」策定</p> <p>平成23年度 子ども虐待防止アクティブチームの増設（2→3チーム） 在宅支援強化のため地域班の増設（4→5班）</p> <p>平成24年度 第二児童福祉センター開設</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成25年度予算要望に対する回答

NO.

122

要 望 内 容

回 答

○ 児童福祉センターにおける児童福祉司・児童心理司の配置数

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
児童福祉司	38	39	41	41	44	52
児童心理司	10(5)	11(5)	11(5)	12(5)	14(5)	16(6)

() 内は嘱託職員の再掲

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	1 2 3
要 望 内 容	回 答		
<p>1 2 3 鑑別診断の待機を解消するため医師の体制を更に拡充すること。第二児童福祉センターにも療育機能を持たせること。当面、きらきら園との連携を強化すること。</p>	<p>○ 平成 2 4 年 4 月に「第二児童福祉センター」を開設し、児童精神科診察室を 3 室確保するとともに、児童福祉センター全体で児童精神科医 3 名（非常勤嘱託 2 名を含む）を増配置したところです。これにより自閉症の確定診断の待機解消に努めてまいります。</p> <p>○ また、平成 2 2 年 6 月に策定した「第 2 児童福祉センター（仮称）等基本構想」に基づき、第二児童福祉センターに移転した障害相談部門及び診療部門の空きスペースを活用し、児童療育センターにおいて、平成 2 5 年度から新たに療育事業を実施することとしており、きらきら園との必要な連携については引き続き実施できるよう努めてまいります。</p> <p>（平成 2 5 年度予算額） ・第二児童福祉センター運営 5 8, 7 0 7 千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成 2 1 年 1 1 月 「第 2 児童福祉センター（仮称）のあり方に関する意見」（京都市社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」） 平成 2 2 年 6 月 「第 2 児童福祉センター（仮称）等基本構想」策定 平成 2 4 年 4 月 「第二児童福祉センター」開設</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 4
要 望 内 容	回 答		
1 2 4 児童養護施設の職員配置基準を引き上げ、職員の実増をはかること。職員の実増をはかること。	<p>○ 児童養護施設の職員配置基準については、平成 2 4 年度に直接処遇職員の国基準が引き上げられ、就学児以上の配置基準について、子ども 6 人につき 1 人から、5. 5 人につき 1 人とする等の改善が図られたところです。</p> <p>○ これまでから本市が独自に実施している入所児童の処遇水準の向上に資する取組については、今後とも実情等も踏まえながら検討を重ねるとともに、措置費制度の抜本的な改善に向け、引き続き国に対して強く要望してまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民営児童福祉施設措置費（児童） 2, 4 4 6, 0 3 0 千円 ・ 児童養護施設措置児童障害児等加算費 1 8, 5 0 3 千円 ・ 児童養護施設入所児童等自立支援事業 6, 5 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 3 年度 地域小規模児童養護施設創設 * 児童養護施設定員増による受入体制確保</p> <p>平成 1 5 年度 乳児院の定員増による受入体制の確保</p> <p>平成 1 6 年度 児童養護施設の小規模グループケア、家庭支援専門相談員の配置 被虐待児受入加算等、入所児童に対する個別的なケアの充実</p> <p>平成 1 8 年度 市独自の「児童養護施設措置児童障害児等加算費」の対象の拡大</p> <p>平成 1 9 年度 全児童養護施設に心理療法職員の配置、個別対応職員の常勤化</p> <p>平成 2 1 年度 乳児院における個別対応職員、基幹的職員の配置 乳児等受入加算費創設</p> <p>平成 2 2 年度 児童養護施設入所児童等自立支援事業の実施</p> <p>平成 2 3 年度 地域小規模児童養護施設増設 * 児童養護施設定員増による受入体制確保</p>		

(次ページに続く)

平成25年度予算要望に対する回答

NO.

124

要 望 内 容

回 答

平成24年度 乳児院，児童養護施設，児童自立支援施設，情緒障害児短期治療施設に個別対応職員，家庭支援専門相談員の配置義務化
 乳児院，児童養護施設における里親支援専門相談員職員の配置
 配置基準（直接処遇職員の措置費基準）の引上げ
 ＊設備運営基準（省令）については平成25年度に引上げ

※平成24年度の配置基準（直接処遇職員の措置費基準）の引上げの概要

施設種別	引上げの概要	直近改正時期
児童養護施設	0歳児 1.7:1 → 1.6:1	昭和51年
	1歳児 2:1 → 1.6:1	
	小生以上 6:1 → 5.5:1	
乳児院	0・1歳児 1.7:1 → 1.6:1	昭和51年
情緒障害児短期治療施設	通じて 5:1 → 4.5:1	昭和51年
児童自立支援施設	通じて 5:1 → 4.5:1	昭和57年
母子生活支援施設	10世帯以上20世帯未満 1人→2人	昭和57年
	20世帯以上 2人→3人	

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 5						
要 望 内 容	回 答								
1 2 5 里親への委託費をいっそう引き上げ、里親会への活動支援を強めること。制度の周知をすすめること。	<p>○ 里親への委託費については、国の措置費制度に準じた額を支給しており、厳しい財政状況の中、本市独自の引上げは困難です。なお、里親への措置費に係る国の基準については、平成 2 4 年度から、里親に対して一時保護委託を行った際に里親手当の日額相当額が支弁されることとなった等、これまでから改善が図られているところですが、更なる充実について、機会を捉えて国に要望してまいります。</p> <p>○ 里親への支援や制度周知に関しては、平成 2 3 年度から里親支援事業を実施し、地下鉄車内へのポスター掲示、公開講座の開催、関係機関でのパンフレット配布等により、家庭的な環境の中で児童との愛着関係を築くことができる里親制度に対する理解の向上に努めるとともに、訪問支援等の実施により里親への支援の強化を進めており、引き続き、里親支援に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>里親支援事業</td> <td style="text-align: right;">7, 8 1 3 千円</td> </tr> <tr> <td> (内訳) 里親制度普及促進事業</td> <td style="text-align: right;">8 7 0 千円</td> </tr> <tr> <td> 里親委託推進・支援等事業</td> <td style="text-align: right;">6, 9 4 3 千円</td> </tr> </table> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 5 年度 専門里親研修の実施</p> <p>平成 2 1 年度 里親賠償責任保険料の公費負担の実施 里親の一時的な休息のための援助であるレスパイト・ケアの実施</p> <p>平成 2 3 年度 里親支援事業の開始（里親家庭への訪問支援、里親による相互交流、里親経験者による講演、公共機関での制度周知等）の実施</p>			里親支援事業	7, 8 1 3 千円	(内訳) 里親制度普及促進事業	8 7 0 千円	里親委託推進・支援等事業	6, 9 4 3 千円
里親支援事業	7, 8 1 3 千円								
(内訳) 里親制度普及促進事業	8 7 0 千円								
里親委託推進・支援等事業	6, 9 4 3 千円								

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 6
要 望 内 容	回 答		
1 2 6 児童デイサービスへの補助金廃止を撤回するとともに、通園施設も含め補助金を増額すること。	<p>○ 児童発達支援事業所（旧児童デイサービス事業所）への補助金については、国の報酬制度の見直しにより、本市が補助金の交付目的としていた部分が充足され、その役割を終えたため、廃止することとしたものです。</p> <p>一方で、平成 2 4 年度に、新規開設に係る事業者の負担軽減を図るための補助制度を創設しており、より支援が必要な部分への補助を充実してまいります。</p> <p>（平成 2 5 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通園施設運営補助 1 2, 0 0 0 千円 ・ 障害児通園（デイサービス）事業運営補助 2 5, 6 8 9 千円 ・ グループホーム・ケアホーム等（※）設置促進 2 0, 0 0 0 千円【充実】 <p>※児童発達支援、放課後等デイサービスの開設も対象</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 7
要 望 内 容	回 答		
<p>1 2 7 地域生活が困難な実態を踏まえ、不足している障害者入所施設の増設と短期入所枠の拡大を更にすすめること。</p>	<p>○ 障害のある方の自立と社会参加を進める観点から、福祉施設入所者については地域生活への移行を行い、施設入所者数の削減を行うこととしており、入所施設を増設する予定はありません。</p> <p>○ 短期入所については、今年度これまで4箇所（計14床）の事業所が開設しております。今後も、事業者に対し設置促進の働き掛けを行ってまいります。</p> <p>○ なお、保護者の急病・その他のやむを得ない理由により、障害のある方が一時的に保護を必要とする場合に緊急利用できる短期入所枠を確保するため、平成21年度からあんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業）を実施しております。</p> <p>（平成25年度予算額） ・あんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業） 2,415千円</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 8
要 望 内 容	回 答		
1 2 8 洛西ふれあいの里保養研修センターの宿泊機能は堅持すること。	<p>○ 平成 6 年に開設した洛西ふれあいの里保養研修センターについては、指定管理者による様々な経営努力によってもなお、社会情勢の変化により保養目的の高齢者や京都市民の宿泊利用は減少しており、採算の悪化も進んでいることから、本市の多額の財政負担が生じているなどの課題があります。</p> <p>○ このため、平成 2 4 年 1 0 月に学識経験者、社会福祉・高齢者団体、地域団体代表等で構成する「洛西ふれあいの里保養研修センターあり方検討委員会」を設置して、現在、議論を行っているところであり、委員会での意見を踏まえ、早期にセンターの今後のあり方を取りまとめてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洛西ふれあいの里保養研修センター運営等 1 9 1, 1 1 4 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 2 9
要 望 内 容	回 答		
1 2 9 身体障害者リハビリテーションセンターは、現行の各機能を拡大・充実すること。	<p>○ 身体障害者リハビリテーションセンターの今後の在り方については、京都市社会福祉審議会に諮問しました「リハビリテーション行政の在り方」の中で、現在審議いただいているところであり、今後、その答申も踏まえ、今後の在り方を取りまとめまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 4 年 1 0 月 3 0 日 京都市社会福祉審議会に対し、「本市のリハビリテーション行政の在り方」について諮問</p> <p>1 2 月 1 1 日 同審議会「リハビリテーション行政の在り方検討専門分科会」において審議開始</p>		

要 望 内 容

回 答

130 JR料金の割引、重度心身障害者医療費助成制度、重度障害老人健康管理費支給制度について精神障害者も対象とすること。

- JR料金の割引等運賃割引については、現在身体障害者、知的障害者が割引の対象となっており、精神障害者については対象となっておりません。今後とも精神障害者についても対象となるよう、国に対して積極的に働き掛けてまいります。
- 精神障害者の方を重度心身障害者医療費支給制度・重度障害老人健康管理費支給制度の対象とすることについては、本市の厳しい財政状況において、本市単独で対象者を拡大するのは極めて困難な状況であります。

(平成25年度予算額)

・ 重度心身障害者医療費支給事業

医療費	2, 181, 000千円
事務費	32, 252千円

・ 重度障害老人健康管理費支給制度

医療費	1, 497, 000千円
事務費	15, 701千円

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3 1
要 望 内 容	回 答		
1 3 1 精神障害者の社会復帰・家庭復帰支援事業の取り組みを強化すること。	<p>○ 本市では、精神障害のある方の社会復帰等を支援するため、こころの健康増進センターにおいて、精神科病院への長期入院患者を対象とした精神障害者地域移行支援事業をはじめ、就労準備デイ・ケア及び精神障害者社会適応訓練事業等を実施しております。また、保健センターにおいては、精神科嘱託医と精神保健福祉相談員による相談及び訪問相談指導を実施しており、今後とも、これら事業の周知を図り、利用者及び協力事業所の拡大等、精神障害のある方の社会復帰等の推進に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域移行支援事業 3, 8 2 9 千円 ・精神科デイ・ケア事業 8, 2 6 4 千円 ・社会適応訓練事業 6, 9 3 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 9 年度 こころの健康増進センターを開設</p> <p>平成 1 7 年度 精神障害者退院促進支援事業の試行実施（平成 1 8 年度本格実施）</p> <p>平成 1 8 年度 従来の精神科デイ・ケアを就労準備デイ・ケアへ移行</p> <p>平成 1 9 年度 精神障害者退院促進支援事業の実施主体が京都府へ移管</p> <p>平成 2 3 年度 国の要綱改正により、精神障害者地域移行支援事業（旧 精神障害者退院促進支援事業）の実施主体を本市へ再移管</p> <p>平成 2 4 年度 個別支援の部分が障害者自立支援法に基づく相談支援として個別給付化</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3 2
要 望 内 容	回 答		
1 3 2 保健センターの体制を補強し，精神障害者の社会復帰・家庭復帰支援事業の取り組みを強化すること。	<p>○ 本市では，精神障害のある方の社会復帰等を支援するため，こころの健康増進センターにおいて，精神科病院への長期入院患者を対象とした精神障害者地域移行支援事業をはじめ，就労準備デイ・ケア及び精神障害者社会適応訓練事業等を実施しております。また，保健センターにおいては，精神科嘱託医と精神保健福祉相談員による相談及び訪問相談指導を実施しており，今後とも，これら事業の周知を図り，利用者及び協力事業所の拡大等，精神障害のある方の社会復帰等の推進に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域移行支援事業 3, 8 2 9 千円 ・精神科デイ・ケア事業 8, 2 6 4 千円 ・社会適応訓練事業 6, 9 3 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 9 年度 こころの健康増進センターを開設</p> <p>平成 1 7 年度 精神障害者退院促進支援事業の試行実施（平成 1 8 年度本格実施）</p> <p>平成 1 8 年度 従来の精神科デイ・ケアを就労準備デイ・ケアへ移行</p> <p>平成 1 9 年度 精神障害者退院促進支援事業の実施主体が京都府へ移管</p> <p>平成 2 3 年度 国の要綱改正により，精神障害者地域移行支援事業（旧 精神障害者退院促進支援事業）の実施主体を本市へ再移管</p> <p>平成 2 4 年度 個別支援の部分が障害者自立支援法に基づく相談支援として個別給付化</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3 3
要 望 内 容	回 答		
<p>1 3 3 福祉タクシーのチケットは、一枚で初乗り料金を確保できるよう改善し、実情に応じて枚数を増やすこと。</p>	<p>○ 本事業については、これまで、交付対象者の拡大や、制度を安定的・持続的に運営するための見直しを行ってきており、助成額の増額については、多額の財政負担増を伴うため困難ではありますが、利用状況等を注視しつつ、より良い制度運用ができるよう努めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者タクシー料金助成事業 2 1 0, 3 4 2 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 1 0 月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象者拡大 (精神障害保健福祉手帳 1 級) ・ 助成額の見直し <ul style="list-style-type: none"> 利用券 1 枚当たり小型基本料金相当額→ 5 0 0 円 利用券 1 乗車 1 枚使用→最大 2 枚まで使用可 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3 4
要 望 内 容	回 答		
1 3 4 民間社会福祉施設の耐震診断と改修は、公の施設との位置付けで市が責任を持って行うこと。耐震診断助成は特定建築物以外も含め、すべて対象とすること。	<p>○ 民間社会福祉施設の耐震化については、これまでから耐震診断や耐震改修に係る経費の補助を行っておりますが、平成 2 4 年度には、特定建築物以外も含めた耐震未診断の保育所に対し、専門家が施設を訪問し、耐震化の必要性や手続等についてアドバイスする「民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業」を創設・開始し、更なる耐震化の促進に向け取り組んでいるところです。</p> <p>○ 平成 2 5 年度は、上記の耐震アドバイザー派遣事業を保育所以外の民間社会福祉施設についても実施するとともに、耐震診断助成事業の対象を非特定建築物に拡大します。また、耐震化を要する施設が多く残っている民間保育園については、耐震診断助成の事業者負担の軽減を図るため、子育て支援を資する事業実施に必要な財源に充てることを目的とする子育て支援事業基金を活用いたします。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間社会福祉施設耐震診断助成事業 3 8, 8 0 0 千円【充実】 ・民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業 5, 4 0 0 千円 ・民間保育園の耐震診断促進（子育て支援事業基金の活用） 3 9, 5 0 0 千円【新規】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 0 年 民間社会福祉施設耐震診断助成事業の開始 ・平成 2 4 年 民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業の開始（保育所） 		

要 望 内 容

回 答

- 1 3 5 憲法 2 5 条に基づき、生活保護行政を進めること。
- 生活実態に応じた懇切丁寧な窓口対応を徹底すること。申請用紙を窓口におくこと。
 - 有期保護の導入はしないこと。保護期限を定めての「就労指導」はやめること。医療扶助への自己負担導入等、指定都市市長会と本市の対政府要望は撤回すること。

- 本市では、専任の面接員を市内全福祉事務所に配置しており、面接員が相談者の状況を的確に把握し、他法他施策の活用等の助言を適切に行うとともに、生活保護制度の趣旨等について十分な説明を行ったうえで、相談者に保護申請するかどうかを判断していただくため、申請書は窓口を設置するのではなく、面接室に準備しております。
- 生活保護の実施に当たっては、生活保護受給者本人が自らの意思で自立を目指し、自己の能力等を最大限活用することが極めて重要と考えており、稼働可能な者に対しては目標となる期間を設定して集中的かつ強力な就労支援を実施する仕組みを実現することは必要と考えています。
- 就労支援に当たっては、身体状況以外に生活歴、職歴等や育児、介護など様々な条件を考慮したうえで、その方の能力等に応じた就労に向けた努力を支援しており、あらかじめ保護の期限を設定し、期限までに自立を求めるような指導は行っておりません。
なお、働く力があるにも関わらず、理由なくその活用を怠る場合は、生活保護法第 2 7 条に基づき文書で指示を行うなど、けじめのある指導を行っております。
- 医療扶助の自己負担については、患者本人が社会保険等の被保険者と同様のコスト意識を持つことが必要と考えており、世帯の最低生活費を保障したうえで、導入していくべきと考えています。
また、生活保護制度は、社会保障全般の見直しの中で、抜本的な改革が図られるべきと考えており、医療扶助の自己負担導入の検討を含めて、国への要望を撤回することは考えていません。

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3 5
要 望 内 容	回 答		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢加算を復活し，夏季加算を創設すること。 ・ 必要な人に職権保護を含め生活保護を適用すること。 ・ ケースワーカーは 8 0 世帯に 1 名の配置とすること。 ・ 保護開始に当たっての法定期限（1 4 日）を遵守すること。 ・ 一時扶助でエアコン設置を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加算を含めて生活保護基準は，厚生労働大臣の裁量により設定されているものであり，本市が独自に生活保護基準を改定することはできません。老齢加算については，今後とも国の動向を注視してまいります。 ○ 夏季加算については，平成 2 0 年度以降，国の実施要領等の改正意見提出の際に，厚生労働省にその創設を要望しているところであり，引き続き要望してまいります。 ○ 本市では，常に漏給も濫給もない「必要な人に必要な保護」を実施するため，生活相談時には，相談者の心情に配慮した懇切丁寧な対応を行うとともに，急迫状態にあると認められる場合は，速やかに職権保護を検討するなど，今後とも適切な生活保護の運用に努めてまいります。 ○ ケースワーカーの配置については，生活保護世帯が増加し続けている状況の中で，適切な自立支援をより一層推進していくため，また，世帯変動や住所異動の激しい地域への重点的対応を行っていくため，長期化する厳しい状況の中で人員確保が可能となるよう，効率的かつ重点的に配置することとし，さらに，大規模区には，担当課長を配置する等，ケースワーカーのバックアップ体制についても強化しているところです。 ○ 生活保護の決定に当たっては，法定期間である 1 4 日以内に決定するよう努めるとともに，申請者宅への家庭訪問や資産・収入及び扶養義務に関する調査など保護の要否判定に必要な調査に日時を要し法定期間を超える場合は，その理由を申請者に懇切丁寧に説明するなど，引き続き適正な保護の実施に努めてまいります。 ○ エアコンを始めとする日常生活に必要な物品は，本来経常的な生活費の範囲の中で計画的に購入すべきと考えられており，熱中症対策として広く一般的に一時扶助で対応することは困難と考えています。 		

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

・夏季歳末見舞金を復活すること。

○ 現在の生活保護基準の水準に照らし、「生活保護基準を補う」という見舞金事業の目的は、既に達成されたと考えられること、また本市の財政状況は極めて厳しい状況にあることから、見舞金を復活する考えはありません。

・「医療券」方式を改め「医療証」にすること。

○ 医療証方式では、福祉事務所として当該医療の可否について事前確認ができず、また、福祉事務所の権限である指定医療機関の選定を行うこともできないといった問題があります。同方式は、国において慎重に検討されるべきものと考えております。

・保護費支給明細書を受給者に交付すること。

○ 生活保護決定通知書については、その交付を通じて、引き続き被保護者への懇切丁寧な説明に努めてまいります。また、現在、新しい生活保護電算システムの構築に向けて検討中であり、その中で、生活保護決定通知書をさらに分かりやすいものに変更したいと考えております。

・仕事の確保に向け、京都市として、公的就労の機会を保障すること。

○ 就労が可能な方に対する就労に向けた自立支援については、ハローワークとの連携型就労支援をはじめ、就労支援員やキャリアカウンセラー、求人開拓員の活用に加え、就労体験による訓練や社会参加の機会を提供する「チャレンジ就労体験事業」を実施すること等により、保護受給者の状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいるところであり、引き続き、これらの取組を充実することにより更なる就労の実現を図ってまいります。

・貧困調査の実施など市民生活の実態を明らかにし、捕捉率を推計・公表し、必要な対策を打つこと。

○ 貧困率等に関する調査は、ナショナルミニマムに関する調査として国において実施すべきと考えており、本市として独自に調査することは考えていません。

・中高生への学習援助など、受給世帯の子ども・若者への支援を実施すること

○ 中高生への学習援助としては、「生活保護受給者中学3年生学習支援プログラム」を市内5箇所で開催しており、平成25年度においては、さらに3箇所拡充する予算を確保しております。引き続き保護受給世帯の子ども・若者への支援を実施してまいります。

(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3 5
要 望 内 容	回 答		
	<p>(2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 中学 3 年生 学習支援プログラム 4, 1 0 0 千円【充実】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 6 年度 老齢加算の段階的廃止 (～平成 1 8 年度)</p> <p>平成 2 0 年度～ 国の実施要領等の改正意見提出の際に、夏季加算の創設について意見を提出</p>		

要 望 内 容

回 答

136 ホームレスの定期的な実態調査を行い、自立支援を強化すること。

・土・日・祝日も対応できる体制をつくること。

・ホームレスの生活保護適用に当たっては、居宅確保を原則とすること。中央保護所や一時宿泊施設・緊急一時施設等の入所は長期に及ばないようにすること。

・自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。

・ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。

・中央保護所等の運営について引き続き公的責任を果たし、入所者の社会的自立を支援すること。

○ ホームレスの方への緊急対応が必要な場合は、土・日・祝日の閉庁日や夜間においても、区役所・支所の宿直からの連絡を通じ、福祉事務所と中央保護所が連携して宿泊場所の提供を行う等、支援の停滞を招くことがないよう努めております。

○ ホームレスの方への自立支援については、これまでの生活歴や今後の希望等をお聞きしたうえで、その方に適した支援方針を樹立することとしています。
このため、本人が居宅生活を希望されるとともに、国の通知に基づき居宅生活が可能と判断された場合については、速やかな居宅確保に努めているところであり、今後も適切に対応してまいります。

○ 自立支援センターについては、リーマンショック以降の雇用情勢の悪化を受けて就職が困難となってきていることや、以前と比べて就労意欲のある入所者が減少している等、就労指導等に関して職員への負担が増していることから、平成22年度に予算を増額し職員体制の充実を図ったことに加え、平成24年度にも職員体制を充実するため、予算の増額を行いました。平成25年度についてもホームレスの方の就労自立の促進に向けて、引き続き支援に取り組んでまいります。

○ 平成23年度から、ホームレスの方が居宅生活を継続させるための取組等を実施している民間団体等に対し、その事業に係る経費を助成する「ホームレス地域サポート事業」を実施し、地域においてホームレス支援に取り組んでおられる団体等の支援に努めております。平成25年度については、さらなる支援の充実を行うため予算の増額を図っております。

○ 中央保護所については、平成23年度から指定管理者により運営しておりますが、今後とも、指定管理者と連携を図り、入所者への援助方針の樹立等、実施機関として公的責任を果たしてまいります。

(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 3 6
要 望 内 容	回 答		
<p>・ 緊急一時宿泊施設を必要とするすべての方が利用できるよう施設整備を行うこと。</p>	<p>○ 簡易旅館の借上げによる緊急一時宿泊事業については、平成 2 2 年度から通年で実施しているところであり、平成 2 5 年度においても、宿泊を利用希望者されるホームレスの方に対応できるよう予算確保に努めているところです。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームレス自立支援センター事業 5 7, 8 7 0 千円 ・ ホームレス地域サポート支援事業 4, 0 0 0 千円 【充実】 ・ 宿泊援護事業 1 6 5, 1 9 2 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 3 7
要 望 内 容	回 答		
1 3 7 市営葬儀事業を復活させること。	<p>○ 市営葬儀事業については、年間利用件数が2,000件前後（昭和25年開設当時）から200～300件程度（廃止直前10年間）へと大幅に減少するとともに、収支状況も、廃止直前の利用料収入は10%程度で残り90%は公費で賄う状況であったことから、平成17年度に廃止したものであり、本市の財政状況がより厳しさを増す中、事業を復活する考えはありません。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成12年11月 「京都市新世紀市政改革大綱」において、「事業そのものの在り方を見直す」とこととされた。</p> <p>平成13年 9月 「市政改革推進本部幹事会」において、「平成16年末廃止が適当」との意見が出された。</p> <p>平成17年 2月 廃止に係る条例を議会に上程 4月25日 事業廃止</p>		

要 望 内 容

回 答

138 夏季・歳末貸付資金の限度額を引き上げ、通年化すること。生活保護受給者も貸付対象とすること。生活福祉資金については、社会福祉協議会として、毎日対応できるようにし、また審査日程が短縮できるように、市として必要な手だてを講じること。

- 夏季歳末特別生活資金貸付制度の限度額引き上げや事業の通年化については、本市の極めて厳しい財政状況から、実施は困難であります。
- 生活保護受給者については、生活保護法の適用により最低生活が保障されているため、貸付の対象とする考えはありません。
- 生活福祉資金貸付制度は、京都府社会福祉協議会が実施主体として運用されている事業であり、平成21年10月に、利用者のニーズに応じた柔軟な貸付が実施できるよう制度の見直しが行われました。
また、平成24年6月からは、各区社会福祉協議会において、月曜日から金曜日まで、当該制度の受付が対応できるよう体制の充実を図られたところです。
- 審査に当たっては、「京都府社会福祉協議会生活福祉資金貸付審査等運営委員会」が毎月1回開催されておりますが、制度の円滑な運営のため今後においても京都府へ働き掛けてまいります。

要 望 内 容

回 答

1 3 9 上下水道料金の低所得者世帯，社会福祉施設などへの福祉減免制度をつくること。

- 上下水道料金の低所得者世帯等への福祉減免制度の創設については，特定の利用者に料金を減免することは他の利用者とその負担を転嫁することになることから，料金負担の公平の原則の下，実施する考えはございません。
- また，生活保護世帯については，生活扶助基準に上下水道料金をはじめとする光熱水費が含まれているとされていることから，生活保護制度の中で対応できるものと考えております。
- 社会福祉施設については，利用者が個人利用で負担する部分を除き，措置費等を財源とする運営費に光熱水費も算定されているため，その中で対応できるものと考えております。

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 4 0
要 望 内 容	回 答		
1 4 0 各内職会の支援を強め認定基準を緩和すること。	<p>○ 厳しい財政状況ですが、平成25年度においても、各内職会に対する運営補助については、例年の交付水準を保てるよう、必要な予算を確保し、適切な支援を行ってまいります。</p> <p>また、内職会の認定基準については、各内職会が補助金を適正に執行するとともに、貸付金を期限内に償還できることなど、継続的かつ適切な事務処理を行うことができる体制及び財政基盤を有していることが求められることから、緩和することは考えておりません。</p> <p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内職授産事業 6, 0 0 0 千円 		